

議案第 4 2 号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

三田市職員の特殊勤務手当条例（平成18年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年5月8日前に支給すべき事由が生じたこの条例による改正前の三田市職員の特殊勤務手当条例付則第2項及び第3項に規定する手当については、なお従前の例による。